

パブリック・コメントの意見要旨と区の考え方（新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準）

No.	意見の要旨	基準(素案)の事項	意見の対応方針	区の考え方
1	<p>基準策定に賛成する。（同一意見ほか64件）</p> <p>（主な理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新宿区が人種差別の一形態であるヘイトスピーチに取り組む表明をした点で支持、歓迎する。 ・人種差別を解消するために極めて意義がある。 ・ヘイトスピーチは区民生活に深刻な影響を与えている。 ・ヘイトスピーチにより多くの人が傷ついている。 ・ヘイトスピーチは、互いの憎しみを煽るばかりでなく、増幅し、差別に鈍感な社会を生み出す。 ・ヘイトスピーチを見聞きする人にも誤った認識を与える危険なもの ・ヘイトスピーチは繰り返される。 ・国籍問わず日本に在住する人の尊厳を奪ってはならない。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、民族や国籍等の違いを超えて、お互いの人権を尊重しあう社会をつくるため、「いかなる種類の差別も許されない」と謳うことは重要。 ・多様性が魅力となり多くの人が訪れている新宿区の公共の場でのヘイトスピーチは許すべきでない。 ・公共の場所は誰もが安心して利用できる場所でなければならず、施設利用者の安全を守ることは重要。 ・施設を貸し出さず、ヘイトスピーチの機会を奪うことで、社会・地域がヘイトスピーチを許さない前例をつくる。 ・多様性の承認や国際協調が重視される時代である。 ・外国からの観光客が多く、外国籍住民も多い。 ・国際都市として新宿が発展していくためには、差別を許さないことを公言することが重要。 ・ヘイトスピーチ解消法や東京都の条例などの周辺状況も踏まえ、基準が必要である。 ・昨年、多くの区民がヘイトスピーチの規制を求めて陳情を行っている。 ・明文化した規制が必要。 ・全国の自治体の範となる。他自治体へ良い影響を与える。 ・日本国内、東京都内での差別的言動に歯止めがかかる。 ・日本のヘイトスピーチ対策は、世界基準を下回っている。 ・誰かを痛めつける行為は許されない。 ・ヘイトスピーチは表現の自由ではなく、人権を侵害するもの ・法務省が示したヘイトスピーチの基準に照らして、抵触する者への対処として支持する。 	1 策定趣旨	B 意見趣旨は区の方向性と同じ	<p>区では、施設管理者が各施設の設置及び管理条例等に基づく運用により利用制限を適用する際に、拠るべき基準として「新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準」を策定し、区が設置した公の施設において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動（以下「ヘイトスピーチ」と言う。）が行われることを制度的に防止していく必要があります。</p> <p>こうした取組を通じて、区では、ヘイトスピーチを決して許さない姿勢を明確に示すとともに、新宿に暮らす方や訪れる方が国籍や文化の違いを理解し合い、お互いを思いやれるようなまちづくりを着実に進めていきます。</p>

No.	意見の要旨	基準(素案)の事項	意見の対応方針	区の方考え方
2	基準を制定する必要はない。素案に反対する。 (同一意見ほか3件)	1 策定趣旨	D 意見として伺う	ヘイトスピーチは、人々に不安や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせるものであり、決して許されるものではありません。 また、ヘイトスピーチ解消法に基づく地方公共団体の責務として、区としてもヘイトスピーチの解消に向けて施策を講じる必要があります。 このため、区では「新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準」を策定し、区が設置した公の施設において、ヘイトスピーチが行われることを制度的に防止していきます。 区として、ヘイトスピーチを決して許さない姿勢を明確にするとともに、引き続き、人権についての意識啓発と多文化共生のまちづくりを進めていきます。
3	ヘイトスピーチ対策として、条例を制定すること。 今回の基準は、公の施設の利用制限に関する無用の混乱や支障が生じることを防止するにとどまり、ヘイトスピーチ根絶の実効性が担保されていない。大阪市、京都市、世田谷区、国立市などが既に条例を制定し、他の自治体でも条例化の動きがでてきている。新宿区でも、東京都と同様に、拡散防止措置なども盛り込んだ条例を早期に制定することが、都の条例との整合性を図り、実効性を確保する上でも必要。 (同一意見ほか3件)	1 策定趣旨	D 意見として伺う	区では、自治基本条例を定め、前文に「互いの持つ多様性を認め合う多文化共生の社会の実現をめざす」ことを掲げるとともに、基本理念の一つとして「人権を尊重し、一人ひとりを大切にする」ことを規定しています。このように、多文化共生や人権尊重の理念については既に自治基本条例に取り入れています。 このため、現時点では条例化の考えはありませんが、他自治体の動向については、引き続き注視していきます。
4	この基準は、パブリック・コメントを集めた後、意見を集約して条例案として、今年の第3回区議会定例会での議決を目指すのか。 条例案として議会提出を予定しているなら、その旨の記載がない理由を説明すること。条例案として提出する予定がないなら、なぜ「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を引き合いに出したのか説明すること。	1 策定趣旨	E 質問に回答する	今回区が策定するのは基準であり、区議会の議決を要するものではありません。 また、今回の区の基準は、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」の規定に基づき都が定めた「公の施設の利用制限に関する基準」を踏まえて策定する必要のあることから、背景として東京都における条例及び基準制定の取組を記載しました。
5	ヘイトスピーチ(差別煽動)は、他人への人権侵害である。表現の自由でもなんでもなし。憲法では基本的人権の尊重の方が優先されるため、ヘイトスピーチ団体の施設利用を断っても憲法違反にはならないのではないか。	1 策定趣旨	E 質問に回答する	ヘイトスピーチは人権侵害であり、決して許されるものではありません。一方、表現の自由は憲法で保障する基本的人権のひとつとして、十分留意しなければなりません。 区が、公の施設の利用制限を行う場合には、予定されている集会等について、具体的に判明しているテーマ・具体的内容、開催・実施の方法等の諸事情のほか、利用団体及び参加予定者が過去に行った同種の集会等の内容及び当該集会における言動といった施設利用の態様等を踏まえ、個別具体的に事案ごとに判断していきます。

No.	意見の要旨	基準(素案)の事項	意見の対応方針	区の考え方
6	表現の自由、集会の自由に十分留意するというが、具体的に何も担保されていない。事前に公共施設の利用の制限をするのは、憲法で禁止されている検閲そのものである。憲法で保障された表現の自由は絶対に守らなければならない。 (同一意見ほか1件)	1 策定趣旨	D 意見として伺う	表現の自由及び集会の自由は憲法で保障されているものですが、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせるヘイトスピーチは決して許されるものではありません。 公の施設の利用制限を行うか否かは、表現の自由に十分留意し、言動要件と迷惑要件の両方を満たす場合に行うものとし、公平性・中立性を確保するため、原則として学識経験者意見聴取会の意見を踏まえ、個別具体の事案ごとに判断していきます。
7	人権侵害に対しては、事後的に民事や刑事で対応すればよい。	1 策定趣旨	D 意見として伺う	人権は誰もが尊重されるべきで、ヘイトスピーチを含めた人権侵害は決して許されるものではありません。 このため、「新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準」を策定し適切に運用することで、区が設置した公の施設におけるヘイトスピーチが行われることを制度的に防止していきます。 なお、法律に違反する行為があった場合には、当然ながら、損害賠償や刑事罰等の対象になると考えます。
8	基準だけで完全にヘイトデモや集会を制限できる内容ではないものの、公共施設が差別煽動に利用されることへの抑止効果は高いと考える。	1 策定趣旨	B 意見趣旨は区の方向性と同じ	ヘイトスピーチは人権侵害であり、根本的な解消のためには、人権啓発や人権教育を継続的に行っていくことが大切です。本基準を策定することにより、区が設置した公の施設におけるヘイトスピーチを制度的に防止するとともに、ヘイトスピーチは決して許されないという区の姿勢を明確に表明することでヘイトスピーチの抑止が図られると考えています。
9	人権を侵害するヘイトスピーチは許されない。 行政としてしっかり示してほしい。 (同一意見ほか4件)	1 策定趣旨	B 意見趣旨は区の方向性と同じ	区ではこれまでも、人権は誰もが尊重されるべきで、特定の国籍や民族へのヘイトスピーチを含めた人権侵害は決して許されないことを表明するとともに、新宿に暮らす方や訪れる方が、国籍や文化の違いを理解し合い、お互いを思いやれるようなまちづくりを進めてきました。 本基準を策定することで、ヘイトスピーチは決して許されないという区の姿勢をより明確に表明するとともに、区が設置した公の施設においてヘイトスピーチが行われることを制度的に防止していきます。

No.	意見の要旨	基準(素案)の事項	意見の対応方針	区の考え方
10	<p>これまで新宿区が行ってきたことや区内でのヘイトスピーチ（と思われる）が行われたことを盛り込むこと。</p> <p>「公園使用に当たっては、法務省作成のチラシや窓口での配布、使用申請書に本邦外出身者に対する差別的言動を行わない旨の文書を盛り込む、ヘイトスピーチ対策として昨年8月から公園使用を4ヶ所から1ヶ所に減らすなど措置をとってきたが、2月3日に新宿中央公園や公園を使用せずに行われた」との文書を入れること。</p>	1 策定趣旨	D 意見として伺う	<p>本基準は、区が設置した公の施設におけるヘイトスピーチ防止のため、利用制限を適用する際に拠るべき要件や対象、留意事項など、運用に当たっての基本的事項を定めるものです。区が行ったヘイトスピーチ対策の経緯等は、必要に応じて適宜説明していきます。</p> <p>なお、デモの出発地として使用できる公園を4公園から1公園としたのは、ヘイトスピーチ対策に特化したものではなく、公園利用者や区民等の皆様の住環境保護を目的としたものです。</p>
11	<p>この数年間の区内でのヘイトスピーチと思われる行為が行われた実態を盛り込むこと。たとえば、「新宿区内では、警察と連携してヘイトスピーチと思われる行為をカウントしてきた。これまで2012年度は〇〇件、・・・2019年度は6月まで〇〇件行われた」との文書を入れること。</p>	1 策定趣旨	D 意見として伺う	
12	<p>ヘイトスピーチは人権侵害であると同時に、繰り返されることで地域社会にヘイトスピーチの対象者の人権や尊厳、生命そのものを軽視する空気を生み出し、ある属性をもった人々に対する大量虐殺を引き起こすもの。戦争時におけるナチスドイツのユダヤ人大量虐殺や1994年のルワンダ虐殺、国内でも関東大震災の際など、多くの人が市民によって生命を奪われた。ヘイトスピーチ防止には、こうした悲劇を起こす原因を作らないという重大な目的があるはず。この点を背景に盛り込むこと。</p>	1 策定趣旨	D 意見として伺う	<p>本基準は、区が設置した公の施設におけるヘイトスピーチ防止のため、利用制限を適用する際に拠るべき要件や対象、留意事項など、運用に当たっての基本的事項を定めるものです。そのため、過去の歴史的な事象については、様々な要因や経緯等があると認識しておりますが、本基準には記載いたしません。</p>
13	<p>他者に対する一方的な差別が公の場で行われることは、表現の自由だとは思わない。思いやりのある社会を目指すべき。</p>	1 策定趣旨	B 意見趣旨は区の方向性と同じ	<p>ヘイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせるものであり、決して許されるものではありません。新宿に暮らす方や訪れる方が、国籍や文化の違いを理解し合い、お互いを思いやるようなまちづくりを着実に進めていきます。</p>
14	<p>都の施設と区の施設において利用制限に関する取扱いが異なることとなり、利用する区民等に無用の混乱や支障が生じることが懸念されたとあるが、区で設置した公の施設の利用時間、使用料、団体登録手続などは都の施設と区の施設において異なっているし、近隣区とも統一されているものではない。</p> <p>施設の利用時間、使用料、団体登録手続などが違うことが混乱する旨の意見や要望書があるのか。年度ごとの資料を示されたい。また、そのような意見や要望書が出されたのなら団体名は公開せよ。</p>	1 策定趣旨	E 質問に回答する	<p>本基準は、区が設置した公の施設におけるヘイトスピーチ防止のため、利用制限を適用する際に拠るべき要件や対象、留意事項など、運用に当たっての基本的事項を定めるものです。東京都と同様の基準を策定することで、区民等の皆様に無用の混乱や支障が生じることを避けることができ、区民等の皆様の利益にもなると考えています。このようなことから、区民や団体等からのご意見や要望書を特に受けて策定するものではありません。</p>

No.	意見の要旨	基準(素案)の事項	意見の対応方針	区の考え方
15	できる限り早くに施行し、さらに実効性ある人権尊重の施策の成立につなげてほしい。 (同一意見ほか2件)	2 施行日	B 意見趣旨は区 の方向性 と同じ	公の施設におけるヘイトスピーチ防止に向けて、迅速かつ適切に策定を進め、令和元年10月1日に施行する予定です。 施行後は、本基準を適切に運用し、区が設置した公の施設においてヘイトスピーチが行われることを制度的に防止するとともに、人権施策を着実に推進していきます。
16	日本一の乗降客数を誇る新宿駅周辺でヘイトスピーチデモが行われている。これは諸外国の観光客から見ても異様な光景のはず。ヘイトスピーチの街宣やデモが法律上禁止にできないのなら、せめて公の施設だけでも使用禁止にしてほしい。	3 対象施設	B 意見趣旨は区 の方向性 と同じ	ヘイトスピーチは決して許されるものではなく、様々な人が集う新宿区内でヘイトスピーチが行われることは大変残念なことを考えています。 区では、本基準を策定し、公の施設におけるヘイトスピーチを制度的に防止していきます。
17	できればヘイトスピーチデモの出発地点である新大久保周辺の公園も全て使用禁止にしてはどうか。	3 対象施設	E 質問に回答 する	本基準による利用制限の適用対象は、区が設置した「公の施設」であり、区立公園もこれに含まれます。利用制限の適用に際しては、個別具体的な事案ごとに状況及び内容・態様等の諸事情を総合的に勘案し、判断していきます。 なお、デモの出発地として使用できる公園は、新宿中央公園のみとなっています。
18	オリンピックに向かってこのような団体に公園や車道の開放をするのは、日本にとって大変なマイナス。いますぐヘイト団体に公園を使わせたり、車道を解放したりするのはやめるべきではないか。	3 対象施設	E 質問に回答 する	本基準に基づき公の施設の利用制限を行う場合は、個別具体的な事案ごとに状況及び内容・態様等の諸事情を総合的に勘案し、判断していきます。 なお、デモ行進のために道路を使用する場合は、東京都の条例に基づいて、東京都公安委員会が判断し、許可を行っています。
19	公の施設における、という限定をつけずに、区内でのヘイトスピーチ自体を防止する包括的な条例を制定してほしい。	3 対象施設	D 意見として 伺う	本基準は、ヘイトスピーチ防止に係る公の施設の利用制限について、これまで各施設の設置・管理条例等に基づき運用していたものを、実効性を高めるため、拠るべき基準として定めるものです。 ヘイトスピーチは決して許されるものではないという基本的な考えのもと、本基準を適切に運用し、区が設置した公の施設におけるヘイトスピーチを防止していくとともに、引き続きヘイトスピーチ解消の重要性や新宿区自治基本条例に定める人権尊重の理念を普及啓発していきます。

No.	意見の要旨	基準(素案)の事項	意見の対応方針	区の考え方
20	<p>過去に不当な差別的言動を行ったヘイトスピーチ団体には、利用を許可すべきでない。 (同一意見ほか9件)</p> <p>(主な理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘイトスピーチ団体は、普段から、差別煽動を行った自分たちの主張や行動を、世に広めるためにYouTube等の動画サイトに掲載している。こうした団体は、自身の政治的主張を変えないため、集会の度にヘイトスピーチを行う。このような団体の過去6か月間の動画を調査し、差別煽動を行っていた団体であれば公共施設を貸さないで良い。 ・過去に差別行為やそれに伴う暴力が原因で刑罰を受けた者は漏れなく対象とすれば良い。 ・差別煽動団体に公の施設を貸すことは、公の秩序を乱し、または善良な風俗を害す。様々な出自の人が学び、働き、暮らす街でその人たちとともに生きることがこの国の発展と成長につながる。新宿に暮らす私の友人たちが健やかに安心安全に暮らせるようにしたい。 	4 利用制限の要件	D 意見として伺う	<p>ヘイトスピーチは決して許されるものではありません。</p> <p>一方、公の施設の利用制限を行う場合には、憲法が保障する表現の自由や集会の自由の制約とならないようにしなければなりません。表現の自由や集会の自由に十分留意し、正当な表現活動が委縮されないよう、言動要件と迷惑要件をいずれも満たす場合に、区が設置した公の施設の利用制限をできるものとし、利用制限の適用に際しては、状況及び内容・態様等の諸事情を総合的に勘案し、判断する必要があります。</p> <p>また、地方自治法第244条第2項では、「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」とし、同条第3項では「住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的な扱いをしてはならない」と規定されています。</p> <p>利用制限の適用に際しては、個別具体の事案ごとに、状況及び内容・態様等の諸事情を総合的に勘案し、判断してまいります。</p>
21	<p>利用制限の要件について、素案では、言動要件と迷惑要件、2つの要件をいずれも満たした場合に利用制限を行うことができるとされているが、言動要件のみで足りる。迷惑要件は不要である。 (同一意見ほか18件)</p> <p>(主な理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要件が厳しいと制限できず、実効性を確保できない。 ・ヘイトスピーチは、表現の自由として尊重する必要がない。 ・ヘイトスピーチが起こるだけで問題、十分社会の被害はある。 ・同様に言動要件と迷惑要件の2つを掲げる川崎市のガイドラインでは、ヘイトスピーチの認定が難しくなっている。 ・迷惑要件は、ヘイトスピーチ解消法、人種差別撤廃条約、判例からも要請されていない。 ・ヘイトスピーチは、実施団体と対立的団体とが衝突し、近隣住民に迷惑がかかるから非難されるものではない。言論自体が差別的意識を形成・助長し、個の尊厳理念に基づく人権擁護の精神と相反するから非難されるもの。ヘイトスピーチによる差別意識の形成や人権侵害は、紛争等がなくても生じうる。 ・東京都の基準に合わせる必要はない。 ・迷惑要件があると、抗議者が抗議行動を起こす旨を施設に積極的にアピールしなければならず不適當。 ・独立した第三者機関を設置することで、言動要件のみによる利用制限が可能。 	4 利用制限の要件	D 意見として伺う	<p>ヘイトスピーチは、それに近接する表現活動との区別が不明確であり、機械的に判断できるものではないと考えています。</p> <p>公の施設の利用制限を行う場合には、憲法が保障する表現の自由や集会の自由の制約とならないようにしなければなりません。表現の自由や集会の自由に十分留意し、正当な表現活動が委縮されないよう、言動要件と迷惑要件をいずれも満たす場合に、区が設置した公の施設の利用制限をできるものとし、利用制限の適用に際しては、状況及び内容・態様等の諸事情を総合的に勘案し、判断する必要があります。</p> <p>また、地方自治法第244条第2項では、「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」とし、同条第3項では「住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的な扱いをしてはならない」と規定されています。</p> <p>本基準の運用に当たっては、公平性・中立性を確保するため、原則として学識経験者意見聴取会の意見を踏まえ、個別具体の事案ごとに慎重に判断してまいります。</p>

No.	意見の要旨	基準(素案)の事項	意見の対応方針	区の考え方
22	<p>言動要件と迷惑要件、どちらか一方の要件を満たせば適用可とすべき。(同一意見ほか3件)</p> <p>(主な理由) ・迷惑要件は基準を満たすハードルが高く、言動要件と迷惑要件の両方を満たす必要があるとすると、適用が困難なため。</p>	4 利用制限の要件	D 意見として伺う	<p>ヘイトスピーチは、それに近接する表現活動との区別が不明確であり、機械的に判断できるものではないと考えています。</p> <p>公の施設の利用制限を行う場合には、憲法が保障する表現の自由や集会の自由の制約とならないようにしなければなりません。表現の自由や集会の自由に十分留意し、正当な表現活動が委縮されないよう、言動要件と迷惑要件をいずれも満たす場合に、区が設置した公の施設の利用制限をできるものとし、利用制限の適用に際しては、状況及び内容・態様等の諸事情を総合的に勘案し、判断する必要があります。</p> <p>また、地方自治法第244条第2項では、「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」とし、同条第3項では「住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的な扱いをしてはならない」と規定されています。</p> <p>本基準の運用に当たっては、公平性・中立性を確保するため、原則として学識経験者意見聴取会の意見を踏まえ、個別具体の事案ごとに慎重に判断していきます。</p>
23	<p>ヘイトスピーチの場合、現場が大混乱するわけではない。素案は、ヘイトスピーチが行われるという要件に加えて迷惑要件を満たさないと不許可にはできない。そのため、この基準は機能しないのではないか。</p>	4 利用制限の要件	E 質問に回答する	<p>本基準は、施設利用団体や施設利用者によってヘイトスピーチが行われることを防止するための規定としています。</p> <p>ご意見を反映し、利用制限の要件の記載について分かりやすくするため、「“利用申請者が施設を利用するに際し”以下2つの要件をいずれも満たした場合に、利用制限を行うことができるものとする。」と記載します。</p>
24	<p>4「利用制限の要件」の記載について、施設利用者がヘイトスピーチを行う場合に適用されるものなのか、施設利用者が施設利用者以外の者からヘイトスピーチを受ける場合にも適用されるものなのか、分かりづらい。</p>	4 利用制限の要件	A 意見を反映する	<p>本基準の策定に当たっては、憲法との適合性を図る観点から、最高裁判所判例を踏まえる必要があり、公の施設の利用を拒否しうる場合の考え方を示した、泉佐野市会館事件（平成7年3月7日最高裁判所判決）と上尾市福祉会館事件（平成8年3月15日最高裁判所判決）の判例を基準7ページに参考として掲載しています。</p> <p>泉佐野市会館事件においては、公の施設の使用不許可の判断基準として、「人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合」を示しており、本基準の迷惑要件と矛盾するものではないと考えています。</p>
25	<p>ヘイトスピーチが行われる蓋然性が高いこと（言動要件）と、ヘイトスピーチが行われることに起因して発生する紛争等により施設の安全な管理に支障が生じる事態が予測されること（迷惑要件）のいずれも満たす場合に利用制限できるとしているが、泉佐野市会館事件における、現実かつ明確な危険及び警察力によっても排除できないという要件より軽いため、行政が利用制限をしやすくなっている。</p> <p>なぜ最高裁判所判例ではなく、上記要件としたのか。</p>	4 利用制限の要件	E 質問に回答する	<p>本基準の策定に当たっては、憲法との適合性を図る観点から、最高裁判所判例を踏まえる必要があり、公の施設の利用を拒否しうる場合の考え方を示した、泉佐野市会館事件（平成7年3月7日最高裁判所判決）と上尾市福祉会館事件（平成8年3月15日最高裁判所判決）の判例を基準7ページに参考として掲載しています。</p> <p>泉佐野市会館事件においては、公の施設の使用不許可の判断基準として、「人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合」を示しており、本基準の迷惑要件と矛盾するものではないと考えています。</p>

No.	意見の要旨	基準(素案)の事項	意見の対応方針	区の考え方
26	「ヘイトスピーチ解消法第2条に規定する本邦外出身者」という規定では対象が狭く限定的である。日本国内の社会的マイノリティ（セクシュアルマイノリティ[LGBT]、先住民、被差別部落出身者など）を対象とする差別についても基準の対象とし、ヘイトスピーチからの保護を図ってほしい。 (同一意見ほか3件)	5 基準の対象となるヘイトスピーチの定義	D 意見として伺う	「新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準」は、ヘイトスピーチ解消法が本邦外出身者に対する差別的言動の解消に向けた取組を推進する法であること等を踏まえ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を防止することを目的としています。 一方、「本邦外出身者」以外の人々への差別も決して許されるものではなく、この考え方は、ヘイトスピーチ解消法成立時の衆議院・参議院それぞれの法務委員会における附帯決議にも掲げられています。 新宿区自治基本条例においても人権尊重の理念を掲げており、区では、人種、信条、性別などに基づくいかなる差別も許されないという認識のもと、多様性を尊重するまちづくりを着実に進めていきます。
27	障害者、女性、性的少数者、部落などに関する差別的言動は規制の対象にしないなら、理由を説明してほしい	5 基準の対象となるヘイトスピーチの定義	E 質問に回答する	
28	日本人による「本邦外出身者」に対する不当な差別的言動だけでなく、「本邦外出身者」による日本人への差別的言動も多く発生している。日本人への差別的言動も対象にすべき。日本国籍を有する者が差別され、侮辱されてはならない。 (同一意見ほか3件)	5 基準の対象となるヘイトスピーチの定義	D 意見として伺う	
29	ヘイトスピーチとされる人権無視の排外的主張と、正当な政治的主張はきれいに切り分けられない。ヘイトスピーチが拡大解釈されて、表現の自由、集会の自由が脅かされるリスクが高い。	5 基準の対象となるヘイトスピーチの定義	D 意見として伺う	ヘイトスピーチに該当するか否かは、予定されている集会等について、具体的に判明しているテーマ・具体的内容、開催・実施の方法等の諸事情のほか、利用団体及び参加予定者が過去に行った同種の集会等の内容及び当該集会における言動といった施設利用の態様等を踏まえ、個別具体の事案ごとに判断します。 公の施設の利用制限は、言動要件と迷惑要件の両方を満たす場合に行うことができるとするとともに、公平性・中立性を確保するため、原則として学識経験者意見聴取会の意見を踏まえ、慎重に判断していきます。憲法が保障する表現の自由、集会の自由に十分留意し、正当な表現活動が委縮されないよう運用していきます。
30	ヘイトスピーチが行われる蓋然性が高いことをどのように判断するのか。	5 基準の対象となるヘイトスピーチの定義	E 質問に回答する	
31	素案では、他民族へのヘイトスピーチに限定しているが、恣意的な運用も起こりかねない。何をもちょうヘイトスピーチとするのか曖昧である。 (同一意見ほか2件)	5 基準の対象となるヘイトスピーチの定義	D 意見として伺う	
32	基準の対象となるヘイトスピーチの定義として、ヘイトスピーチ解消法第2条の規定を準用するとあるが、利用制限の対象となるヘイトスピーチは、ヘイトスピーチ解消法第2条と同じと考えてよいか。	5 基準の対象となるヘイトスピーチの定義	E 質問に回答する	本基準は、ヘイトスピーチ解消法が求める地方公共団体の責務として策定するものです。ヘイトスピーチの定義はヘイトスピーチ解消法と同じであり、ヘイトスピーチに当たるか否かは、法務省から技術的助言として地方自治体へ示された参考情報の例示を参考に、総合的に判断します。
33	ヘイトスピーチの定義において「本邦外出身者」とあるが、普段マジョリティに属する日本人が国内の特殊な状況でヘイトスピーチを受けたら対処されるのか。例えば、外国料理レストラン内において、日本人客1人に対して他は全員本邦外出身者で、その本邦外出身者達に日本人がヘイトスピーチを浴びせられた場合、保護されるのか。	5 基準の対象となるヘイトスピーチの定義	E 質問に回答する	本基準は、区が設置した公の施設において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止することが目的となっています。 そのため、ご質問の状況においては、本基準の適用対象にはなりません。そのため、国籍や民族の違いによって不当な差別的言動が行われることは、決して許されるものではないと考えています。

No.	意見の要旨	基準(素案)の事項	意見の対応方針	区の考え方
34	「障がい者」や「女性」「老人」はヘイト団体のターゲットになりやすい。マイノリティに向かって暴力を振るい罵倒するのがヘイト団体である。	5 基準の対象となるヘイトスピーチの定義	D 意見として伺う	<p>本基準は、区が設置した公の施設において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止することが目的となっています。</p> <p>一方、本邦外出身者以外の人々への差別も決して許されるものではなく、この考え方は、ヘイトスピーチ解消法成立時の衆議院・参議院それぞれの法務委員会における附帯決議にも掲げられています。</p> <p>新宿区自治基本条例においても人権尊重の理念を掲げており、区では、障害、性別、年齢等に基づくいかなる差別も許されないという認識のもと、多様性を尊重するまちづくりを着実に進めていきます。</p>
35	ヘイトスピーチ解消法の附帯決議でも触れられているが、ヘイトスピーチの範囲に「難民認定を持ちながら本邦に居住する外国人」も含めること。	5 基準の対象となるヘイトスピーチの定義	B 意見趣旨は区の方向性と同じ	<p>本基準では、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を適用対象としており、難民認定を受け日本に居住する外国人も対象になると考えます。</p>
36	<p>(2)の③の次に④として「裁判所もヘイトスピーチを表現の自由の範囲を超えている」と断罪して以下の判例を紹介すること。</p> <p>ア、2014年7月8日の東京高等裁判所は、京都朝鮮第一初級学校（現・京都朝鮮初級学校）にヘイトスピーチを行った団体に対して、示威行動の前に団体のウェブサイトに、差別的な表現を含む記事を掲載し、会員をはじめ不特定多数に参加を呼びかけた行為は、「表現の自由によって保障されるべき範囲を超えていることも明らかである」と断定している。</p> <p>イ、2016年6月2日の横浜地裁川崎支部がヘイトスピーチデモを繰り返す団体の主催者に対して、裁判長は「人格権の侵害」「集会や表現の自由の範囲外」との判決を下した。</p>	5 基準の対象となるヘイトスピーチの定義	D 意見として伺う	<p>本基準の策定に当たっては、憲法との適合性を図る観点から、最高裁判所判例を踏まえる必要があり、公の施設の利用を拒否しうる場合の考え方を示した、泉佐野市会館事件（平成7年3月7日最高裁判所判決）と上尾市福祉会館事件（平成8年3月15日最高裁判所判決）を参考としました。</p> <p>ヘイトスピーチ団体による公の施設の利用制限が争点とされた最高裁判所の判決はこれまで例がありませんが、ヘイトスピーチに関わる司法判断は引き続き注視していきます。</p>
37	5「基準の対象となるヘイトスピーチの定義」には概ね賛成するが、ヘイトスピーチは単なる罵倒や乱暴な言葉遣いを指すのではないことを明記してほしい。例えば、「〇〇国へお帰りください」も明確にヘイトスピーチのため、表現が丁寧ならばヘイトスピーチには当たらないという誤解が起きないように、文言を加えること。	5 基準の対象となるヘイトスピーチの定義	D 意見として伺う	<p>ご意見のとおり、発言方法や表現等が丁寧であっても、ヘイトスピーチと判断される場合もあることを踏まえ、個別具体の事案ごとに状況及び内容・態様等の諸事情を総合的に勘案して判断していきます。</p>

No.	意見の要旨	基準(素案)の事項	意見の対応方針	区の考え方
38	<p>5「基準の対象となるヘイトスピーチの定義」に、法務省が示した参考情報の例示から、「一見、正当な言論であるかのように装うものもあり得るが」「付されている条件や理由がおよそ意味をなさず、本邦外出身者を排除、排斥する趣旨にほかならないものである場合には、合理的な理由もなく排斥することを煽動しているものとして」という箇所が記載されている。</p> <p>しかし、正当な言論を装っていたり、合法的な理由があれば排斥してよいと捉えられかねない。法律的に問題ある相手ならヘイトスピーチをしても構わないと解釈できてしまう。</p> <p>1「策定趣旨」(1)「背景」に記載されている「人権は誰もが尊重されるべき」、「お互いを思いやれるようなまちづくり」に反しているため、掲載すべきでない。</p>	5 基準の対象となるヘイトスピーチの定義	D 意見として伺う	<p>法務省の参考情報の当該部分は、ヘイトスピーチを行う人物・団体等が、正当な言論を装ったり合理的な理由があるように装ったりしても、ヘイトスピーチ解消法第2条で規定するヘイトスピーチに該当し得ることが述べられています。</p> <p>については、1「策定趣旨」(1)「背景」に記載されている「人権は誰もが尊重されるべき」、「お互いを思いやれるようなまちづくり」の方向性と同じです。</p>
39	<p>ヘイトスピーチを行った団体・者には、警告を発し、次の申請時にはヘイトスピーチを行わない旨の届け出を求め、それでもなおヘイトスピーチを行ったと認められる場合は、その次以降の申請を許可しないようにすべき。</p>	6 利用制限の類型	D 意見として伺う	<p>前回の施設利用時に、利用団体・者がヘイトスピーチを行った事実について、次回の利用申請時には、利用制限の適用に当たって判断要素の1つになりますが、利用制限の要件の該当性については、個別具体の事案ごとに慎重に判断する必要があります。</p> <p>なお、利用申請書に、利用規約の遵守に加え、ヘイトスピーチ解消法の趣旨の理解と順守について明記するなど、申請者に対しヘイトスピーチを行わないよう求めていきます。</p>
40	<p>万が一、ヘイトスピーチ団体に施設を貸し出すことになった場合でも、区側が利用を取り消すことができるようにしてほしい。</p>	6 利用制限の類型	B 意見趣旨は区の方向性と同じ	<p>本基準に基づく公の施設の利用制限として、不許可のほか、施設の利用許可を決定した後に、利用申請等の内容が利用制限の要件に該当すると判断した場合には、許可を取り消すことができることとしています。</p>
41	<p>不許可を行う際には、利用制限の要件に該当するかの判断は、施設管理者ではなく、ヘイトスピーチ専門の方々に意見を聞いた上で、区長が判断してはどうか。</p>	6 利用制限の類型	E 質問に回答する	<p>施設の利用不許可の決定(処分)は、各施設の設置・管理条例等に基づき、施設管理者が行いますが、要件の該当性については、施設所管部署や総務課とも連携し確認するとともに、学識経験者意見聴取会の意見を踏まえ、慎重に判断します。</p>

No.	意見の要旨	基準(素案)の事項	意見の対応方針	区の考え方
42	<p>罰則付きの基準にすべき。(同一意見ほか10件)</p> <p>(主な意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強制力を持たせなければ今後も続いてしまう。 ・実効性あるものにするためには、川崎市のような罰金を設けることが必要。 ・ヘイトスピーチは犯罪のため刑罰が必要。 ・実態とは異なる利用目的で申請をした場合には罰則を科しても良い。 ・川崎市が制定する罰則付きの条例が全国に広がってほしい。 	7 その他の制限等	C 今後の参考とする	<p>本基準を策定し、ヘイトスピーチは決して許されないという区の姿勢を明確に表明することで、区が設置した公の施設におけるヘイトスピーチの制度的な防止が図られると考えています。</p> <p>今回の区の基準においては罰則規定を設けませんが、罰則を科した際の効果等は、罰則規定を設けることを現在検討している川崎市など、他自治体の動向を注視していきます。</p> <p>なお、当然ながら、刑法等に違反する行為があった場合には、当該法律に基づき罰則の対象になると考えます。</p>
43	<p>全国にまたがる罰則規定を持つ基準を一区市町村だけで決定してはならず、憲法第94条違反ではないか。</p>	7 その他の制限等	E 質問に回答する	<p>今回の区の基準においては罰則規定を設けません。</p> <p>また、本基準で利用制限を適用する対象は、新宿区が設置した公の施設のみとなります。</p>
44	<p>施設の利用申込書に、「施設内でヘイトスピーチやヘイトスピーチに準じた行為を行わない」旨の誓約書を書かせること。(同一意見ほか2件)</p>	7 その他の制限等	A 意見を反映する	<p>基準の運用上においてご意見を反映し、利用申請書に、利用規約の遵守に加え、ヘイトスピーチ解消法の趣旨の理解と順守について明記するなど、申請者に対しヘイトスピーチを行わないよう求めていきます。</p>
45	<p>言動要件を満たす場合には、迷惑要件も満たすものと推定し、この推定を覆す事情の疎明が申請者より出されなければ、使用を不許可とする。</p>	8 利用制限の適用判断に当たっての流れ	D 意見として伺う	<p>憲法が保障する表現の自由の制約とならないよう、言動要件と迷惑要件の両方を満たす場合に利用制限を行うことができるものとし、利用制限の要件の該当性については、個別具体の事案ごとに状況及び内容・態様等の諸事情を総合的に勘案し、判断していきます。</p>
46	<p>施設利用希望者に対し、申請にあたりヘイトスピーチを行わない旨の届け出を求め、これに従わないときは言動要件を満たすものと推定すること。</p>	8 利用制限の適用判断に当たっての流れ	D 意見として伺う	<p>利用申請書に、利用規約の遵守に加え、ヘイトスピーチ解消法の趣旨の理解と順守について明記するなど、申請者に対しヘイトスピーチを行わないよう求めていきます。</p> <p>なお、言動要件の該当性については、個別具体の事案ごとに慎重に判断すべきと考えています。</p>

No.	意見の要旨	基準(素案)の事項	意見の対応方針	区の考え方
47	<p>①施設利用希望団体には、過去の活動記録などの書類を提出させることでヘイトスピーチの可能性を審査すること。</p> <p>②団体代表者とその他の3名以上の幹事の名前を提出させ、照合することで以前に本邦外出身者への言葉の暴力があったか確認すること。</p>	8 利用制限の適用判断に当たった流れ	C 今後の参考とする	<p>ヘイトスピーチを行う利用団体・者は限定的であることから、大多数のヘイトスピーチを行わない利用団体・者に対し、毎回の利用申請毎に過去の活動記録や名簿等の提出を求めることは、非常に過重な負担になるものと考えています。</p> <p>利用制限が適用される可能性のある利用団体・者については、情報発信内容や活動状況等をインターネット等を通じて情報収集する方法により把握していきます。</p>
48	<p>申込団体や代表者等から、ヘイトスピーチ団体であるか、過去に団体が行った資料や経歴などを厳密に審査すること。看板や代表者だけ変えてくる事例を許さないこと。 (同一意見ほか2件)</p>	8 利用制限の適用判断に当たった流れ	B 意見趣旨は区の方向性と同じ	<p>基準「9 利用制限の適用判断に当たった留意事項」に記載のとおり、利用制限の要件への該当性を判断するに当たっては、「集会等の主催者及び参加予定者が過去に行った同種の集会等の内容及び当該集会等における言動の内容」も踏まえることとしており、インターネット、各種報道、他自治体の事例などから、利用申請団体や代表者等の過去の経歴も含め、情報を把握していきます。</p>
49	<p>9「利用制限の適用に当たった留意事項」の施設利用の態様等として、諸事情の例が示されているが、その情報を収集する人、情報管理の方法を定めるべき。</p> <p>具体的には、ヘイトスピーチ所管部署がインターネット上や各地で起きているヘイトスピーチに足を運んで記録するほか、区民からの情報提供窓口を設けるべき。区民から寄せられた情報は、学識経験者からなる会議で審査の上、信頼できるものを区で保有し、公開すべき。ヘイトスピーチを行う者へのけん制となり、ヘイトスピーチは許されないものだという地域社会へのメッセージにもなる。</p>	9 利用制限の適用判断に当たった留意事項	D 意見として伺う	<p>利用制限の要件への該当性を判断するに当たっては、「集会等の主催者及び参加予定者が過去に行った同種の集会等の内容及び当該集会等における言動の内容」も踏まえることとしており、区として、インターネット、各種報道、他自治体の事例などから、利用申請団体や代表者等の過去の経歴も含め、情報を把握していきます。あわせて、区民、警察、他自治体から寄せられた信頼できる情報も参考として活用します。また、これらの情報は、総務課、施設管理者及び施設所管部署、学識経験者意見聴取会の委員と共有を図り、今後の基準運用に活かしていきます。</p> <p>なお、情報を公開することは、憲法が保障する表現の自由との関係から、慎重な判断を要するものと考えています。</p>
50	<p>ヘイトスピーチを繰り返す団体に施設を貸し出さないようにするためにも、ヘイト団体や排外主義活動家の一覧の資料を、一般利用者からもわかりやすい場所に貼り出しおくことが、差別解消の啓発の観点から必要。</p>	9 利用制限の適用判断に当たった留意事項	D 意見として伺う	<p>ヘイトスピーチ団体の情報を公開することは、憲法が保障する表現の自由との関係から、慎重な判断を要するものと考えています。</p>

No.	意見の要旨	基準(素案)の事項	意見の対応方針	区の考え方
51	<p>指定管理者に一連の実務と責任を丸投げするのではなく、区として統一的に対応すべき。ある施設では指定管理者が積極的に情報収集し、要件該当のおそれありと判断してヘイトスピーチを防げたが、別の施設では書類上問題がないとの判断でヘイトスピーチが行われた、ということは避けなければならない。</p> <p>区として、いずれの団体・人物がヘイトスピーチを行っているかを区の全施設で共有し、どの施設でも同じ判断ができるよう、研修が必要である。書類上はヘイトスピーチをするように見えなくても、実際には行われることがあるので、そうした事態も避けるべき。 (同一意見ほか1件)</p>	9 利用制限の適用判断に当たったての留意事項	B 意見趣旨は区の方向性と同じ	<p>施設の利用不許可の決定(処分)は、各施設の設置・管理条例等に基づき、施設管理者が行いますが、要件の該当性については、施設所管課や総務課とも連携し確認するとともに、学識経験者意見聴取会の意見を踏まえ、慎重に判断します。</p> <p>区として、インターネット、各種報道、他自治体の事例などから、利用申請団体や代表者等の過去の経歴も含め、情報を把握していきます。あわせて、区民、警察、他自治体から寄せられた信頼できる情報も参考として活用します。また、これらの情報は、総務課、施設管理者及び施設所管部署、学識経験者意見聴取会の委員と共有を図り、今後の基準運用に活かしていきます。</p>
52	<p>利用制限の要件として、言動要件のみで足りるとした場合、ヘイトスピーチであるかの判断が困難であるとか、表現の自由に対する萎縮効果があるとの批判もありうるだろうが、ヘイトスピーチ解消法第2条の定義や法務省の示した例示等があるため、学識経験者意見聴取会(仮称)において慎重かつ適確に判断することが可能。</p>	9 利用制限の適用判断に当たったての留意事項	D 意見として伺う	<p>ヘイトスピーチが行われる蓋然性が高いという「言動要件」のみによる利用制限では、ヘイトスピーチとそれに近接する表現活動の区別が不明確で機械的に判断できるものではないことから、正当な表現活動を規制してしまうおそれがあります。</p> <p>利用制限の適用に際しては、原則として学識経験者意見聴取会への意見聴取を踏まえ、慎重に判断しますが、言動要件と迷惑要件のいずれも満たす場合に利用制限を行うことができるものとし、憲法で保障されている表現の自由、集会の自由に十分留意し、正当な表現活動が委縮されないよう、本基準を適切に運用していきます。</p>
53	<p>レイシスト団体、差別的表現を決して許さないという固い決意で、個々の事例を精査してほしい。</p>	9 利用制限の適用判断に当たったての留意事項	B 意見趣旨は区の方向性と同じ	<p>本基準の策定により、ヘイトスピーチは決して許されないという区の姿勢を明確に示しました。</p> <p>公の施設の利用制限を行う場合には、予定されている集会等について、具体的に判明しているテーマ・具体的内容、開催・実施の方法等の諸事情のほか、利用団体及び参加予定者が過去に行った同種の集会等の内容及び当該集会における言動といった施設利用の態様等を踏まえ、個別具体的な事案ごとに判断していきます。</p>

No.	意見の要旨	基準(素案)の事項	意見の対応方針	区の考え方
54	<p>学識経験者意見聴取会の委員の人選について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘイトスピーチの被害当事者（または外国にルーツがある方の当事者）を加えること。（同一意見ほか2件） ・人権問題に詳しい弁護士を加えること。（同一意見ほか1件） ・民族や人種的マイノリティに加えてセクシャルマイノリティや女性も構成に入れること。 ・学識経験者一般ではなく、差別撤廃問題に関する学識経験者とし、かつ、外国にルーツがある人、女性を含む被害当事者性を有する人を入れること。 ・どういった人になるのか、誰が任命するのか、どんな意見をもった人になるのか曖昧。 ・学識経験者意見聴取会の構成が不明確。学識経験者として法学・人権を専門とする者、メディアを専門とする者、市民団体、法律の実務家（弁護士）も構成員とするべき。 ・1年後の見直し条項を設けてほしい。 	9	D	意見として伺う
55	<p>学識経験者意見聴取会の意見を聴くだけでは不十分である。ヘイトスピーチかどうかを適切に判断し、行政の恣意的な運用を防ぐため、人権問題に関する専門家の知見や本邦外出身者の意見を反映させ、行政から独立した判断を行うための第三者機関として設置すること。</p>	9	C	今後の参考とする
56	<p>学識経験者意見聴取会について、「迅速かつ適確な判断」との表現も一般的。川崎市の例（第三者委員会開催の間隔が空いてしまった）からもこうした第三者委員会が機動的に対応する必要がある。</p>	9	B	意見趣旨は区の方向性と同じ
57	<p>外国人の人権問題を扱う弁護士などの有識者や被害者当事者も加わり、独立した第三者委員会を設けること。</p> <p>機動性を持たせるために、ヘイトスピーチが計画（施設利用申請時）されている段階で、必要により複数回、あるいは事後に臨機応変に委員会を開催すること。</p>	9	C	今後の参考とする
58	<p>第三者委員会の規定は別途定めるべきではないか。</p>	9	E	質問に回答する

学識経験者意見聴取会は、本基準を運用していくに当たり、公平性・中立性を担保するために要綱を定めて設置するものです。専門的知見を有し、行政から独立した第三者の学識経験者で構成することが適切と考えており、委員の選定については慎重に行うとともに、適切に開催できるよう図っていきます。

No.	意見の要旨	基準(素案)の事項	意見の対応方針	区の考え方
59	所管する事務局としてヘイトスピーチ防止の啓発活動も含めた専門部署の設置を要望する。	9 利用制限の適用判断に当たったの留意事項	D 意見として伺う	学識経験者意見聴取会の委員の構成など、設置・運営に係る基本的な事項は、今後設置する要綱で定めます。 学識経験者意見聴取会の事務局は、これまででも人権意識の啓発やヘイトスピーチ解消に向けた取組を行ってきた総務課が所管すること、適切な運用ができるものと考えています。
60	9「利用制限の適用に当たったの留意事項」に、(3)として、以下の文書を入れること。 最近では、ヘイトスピーチを行う団体が、自分たちの成果を示すためにインターネットを使って動画を配信したり、事前に予告して行う場合が多い、区としてインターネットでの予告や事後の動画などの情報収集に努め、警察とも連携して事前、事後のヘイトスピーチについて実態をつかみ、ヘイトスピーチと認定とする判断材料とする。	9 利用制限の適用判断に当たったの留意事項	B 意見趣旨は区の方向性と同じ	利用制限の要件への該当性を判断するに当たっては、集会等の主催者及び参加予定者が過去に行った同種の集会等の内容及び当該集会等における言動の内容等も踏まえる必要があると考えており、区として、インターネット、各種報道、他自治体の事例などから、利用申請団体や代表者等の過去の経歴も含め、情報を把握していきます。 あわせて、区民、警察、他自治体から寄せられた信頼できる情報も参考として活用します。また、これらの情報は、総務課、施設管理者及び施設所管部署、学識経験者意見聴取会の委員と共有を図り、今後の基準運用に活かしていきます。
61	新宿区が、昨年6月に行ったデモの出発地として使用できる「公園の使用基準の見直し」は、平和的なデモも含めて一律に表現の自由を規制するものであり、表現の自由の不当な制限である。 昨年8月より、公園使用を拒否された多くの市民団体・労働組合などが行動計画の変更を余儀なくされるなど、表現の自由が侵害される実害が出ている。また、区内でのヘイトスピーチデモや集会はいまだに行われている。 ヘイトスピーチを特定した独自の規制を行うことにより、デモ全体を規制する理由がなくなることも鑑み、「デモ出発地としての公園使用基準の見直し」を撤回されたい。 (同一意見ほか7件)	10 その他	D 意見として伺う	デモの出発地として使用できる公園を4公園から1公園としたのは、ヘイトスピーチ対策に特化したものではなく、公園利用者や区民等の皆様の住環境保護を目的としたものであり、「デモ出発地として使用できる公園の基準」の見直しの撤回は考えていません。
62	会館の利用制限に関する最高裁判所判例(泉佐野市会館事件)は、実施予定の集会における言動そのものは公の秩序を乱すようなものではなく、施設管理の安全上の観点から使用不許可とする場合の判断を示したものである。言論内容自体が規制の対象となるヘイトスピーチの規制にはそぐわない。	10 その他	D 意見として伺う	本基準の策定に当たっては、憲法との適合性を図る観点から、最高裁判所判例を踏まえる必要があります。 泉佐野市会館事件は、ヘイトスピーチによる事案ではありませんが、「公の施設における使用不許可処分」が争われた事案として踏襲すべき判例と考えています。
63	ヘイトスピーチは泉佐野市会館事件で最高裁が打ち立てた判例とは全く違う法益(マイノリティを差別から守ること)であり、最高裁の判例をそのまま持つてくるのはおかしい。	10 その他	D 意見として伺う	

No.	意見の要旨	基準(素案)の事項	意見の対応方針	区の考え方
64	<p>新宿で何度かヘイトスピーチの集団を見た。ヘイトスピーチデモを警官が守っている異様な光景に違和感を覚えた。ヘイトスピーチを表現の自由とはとても言えない。マイノリティの攻撃であり差別である。</p> <p>警官はヘイトスピーチ団体を守るのではなく、人権に従って解散を求めなければならない立場ではないか。</p>	10 その他	D 意見として伺う	<p>デモ行進に伴う道路の使用許可は、東京都の条例に基づき、東京都公安委員会が判断するものです。また、デモの際の警察による警備等については、地域住民や来街者等に危険な状況を誘発するような行為や、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される状況を生じさせないことを最優先として対応しているものと認識しています。</p>
65	<ul style="list-style-type: none"> 行政は不法残留者の摘発や治安維持にもっと尽力すべき。 もっと日本人を大事にする政策や条例を制定すべき。 不法残留者の摘発強化の条例を制定すべき。 	10 その他	D 意見として伺う	<p>国籍や民族の違いにかかわらず、誰もが安心して快適に過ごすことのできるまちづくりを引き続き進めていきます。</p> <p>なお、外国人の不法滞在の取り締まりは、法務省出入国在留管理庁や警察において対応しているところであり、今回、区が定める基準の範囲外と考えます。</p>
66	<p>教育現場や社員教育、種々の啓発活動などを通じて社会教化をしていく以外にヘイトスピーチはなくなる。地道な啓発が社会不安を防ぎ、結果的にヘイトはなくなる。</p>	10 その他	C 今後の参考とする	<p>ヘイトスピーチの根本的な解消のためには、人権啓発や人権教育を継続的に行っていくことが大切であると考えています。</p> <p>本基準の適切な運用に基づき、区が設置した公の施設におけるヘイトスピーチを防止していくとともに、引き続きヘイトスピーチ解消の必要性や新宿区自治基本条例に定める人権尊重の理念を区民や来街者に対して普及啓発していきます。</p>
67	<p>「対立軸」をわざわざ生み出して「心の壁」「心の垣根」「抵抗感」を生み出すことは、人間の生活にプラスに働かない。</p> <p>日本を分断することではなく、「秩序の同化」「融合」を目指すべきである。</p>	10 その他	D 意見として伺う	<p>新宿は、国内外の人々がともに暮らし、様々な目的を持った多くの人が集うまちです。区では、これまでも差別は許されるものではないことを周知啓発し、新宿に暮らす方や訪れる方が、国籍や文化の違いを理解し合い、お互いを思いやれるようなまちづくりを進めてきました。</p> <p>本基準を策定し、適切に運用することで、区が設置した公の施設においてヘイトスピーチが行われることを防止し、誰もが安心して快適に過ごすことのできるまちづくりを着実に進めていきます。</p>
68	<p>一般市民からのヘイトスピーチに係る情報提供、通報、苦情を受ける体制、窓口をつくるべきではないか。</p> <p>(同一意見ほか2件)</p>	10 その他	E 質問に回答する	<p>ヘイトスピーチに係る情報、通報、苦情等については、施策全般や本基準の運用に関することは総務課が窓口となり、施設の利用に関する場合は、各施設管理者及び施設所管部署が窓口となっております。提供を受けた情報やご意見については、施設管理者及び学識経験者意見聴取会の委員と共有を図り、今後の基準運用に活かしていきます。</p>

No.	意見の要旨	基準(素案)の事項	意見の対応方針	区の考え方
69	新宿区内のヘイトスピーチ集会の記録を、ホームページを介して新宿区に送り、情報提供しようとしたが、方法がわからなかった。	10 その他	E 質問に回答する	ヘイトスピーチ対応に関するご意見、情報等がありましたら、総務課へご一報ください。
70	最後に「今後の検討課題」を新規で設け、以下の3つの文書を入れること。 ①今回の利用制限を踏まえ、大阪市、川崎市（現在策定中）、香川県観音寺市、国立市、世田谷区などの条例や東京弁護士会の人種差別撤廃条例案を参考に、ヘイトスピーチを根絶するための条例の検討を行う。 ②昨年8月よりデモの出発地としての区立公園の使用を制限してきたが、ヘイトスピーチはなくなり、使用制限を従前に戻す等、今後見直すこととする。 ③これまでヘイトスピーチによって被害をうけた本邦外出身の区内在住者外国人の実態調査を行い、心に傷を負った人のため、特に子供のための相談窓口を設け、心のケアを行うことを検討する。	10 その他	D 意見として伺う	①他自治体では、人権尊重の理念を掲げた条例が多く、区では、自治基本条例によりその考えを取り入れているものと認識しています。現時点では条例制定の考えはありませんが、他自治体の動向については、引き続き注視していきます。 ②デモの出発地として使用できる公園を4公園から1公園としたのは、ヘイトスピーチ対策に特化したものではなく、公園利用者や区民等の皆様の住環境保護を目的としたものであり、「デモ出発地として使用できる公園の基準」の見直しの撤回は考えていません。 ③ヘイトスピーチは、その言動が、人々に恐怖を与え、精神的な傷をもたらすものであり、被害に遭われた方に寄り添うことは大切なことと考えています。ヘイトスピーチに関する相談や悩み事などがあれば、人権擁護委員による「人権・身の上相談」をご案内するなど、適切に対応しています。
71	施行から一定期間経過後に運用の実態把握と見直しを行うべきだと考える。実効性を高めるためにも有効である。	10 その他	B 意見趣旨は区の方向性と同じ	本基準の施行後は、各施設における基準の運用状況や区内におけるヘイトスピーチの動向等を的確に把握し、実効性を高めるために取り組んでいきます。また、必要に応じて適切に基準の見直しを行います。
72	素案では、利用制限を行うことが「できる」規定だが、区職員、施設従事者への義務規定としてほしい。また、区職員や施設従事者への研修も定期的に行ってほしい。	10 その他	D 意見として伺う	本基準では、公の施設の利用制限を行う場合には、予定されている集会等について、具体的に判明しているテーマ・具体的内容、開催・実施の方法等の諸事情のほか、利用団体及び参加予定者が過去に行った同種の集会等の内容及び当該集会における言動といった施設利用の態様等を踏まえ、個別具体の事案ごとに判断することから「利用制限を行うことができる」規定にしています。 また、公の施設を所管する部署や施設管理者とは、ヘイトスピーチに関する情報や本基準に基づく運用方法などを意見交換、情報共有し、ヘイトスピーチを制度的に防止していきます。

No.	意見の要旨	基準(素案)の事項	意見の対応方針	区の考え方
73	区議会議員への研修も盛り込んでほしい。	10 その他	B 意見趣旨は区の方向性と同じ	ヘイトスピーチに関する取組や対策については、区議会においてもご議論いただいているところです。本基準の策定に当たっても区議会に報告し、ご意見などをいただいています。
74	民族、ルーツ、ジェンダー、信仰、いかなる差別があろうと差別をしてはならない。まだまだ公の場で差別をする人はいる。法や条約で取り締まる必要がある。	10 その他	B 意見趣旨は区の方向性と同じ	国籍や民族の違いや信条、性別などに基づくいかなる差別も許されないと考えています。ヘイトスピーチ解消法に基づく地方公共団体の責務として、区では本基準を策定し、区が設置した公の施設において、本邦外出身者に対する差別的言動が行われることを制度的に防止していきます。 法や条約については、国や国際機関が適切に対応していくものと考えます。
75	区内でのヘイトスピーチ集会に、区の人権担当部局が視察に来てはどうか。また、当該ヘイトスピーチ集会を記録して、都や法務局に通報してほしい。	10 その他	E 質問に回答する	区立公園においてヘイトスピーチと思われるデモが行われる恐れがある場合は、警察と連携の上、所管課の職員が現場確認を行い、総務課と情報共有しています。ヘイトスピーチに係る情報については、適宜、東京都や他自治体等の関係機関と情報共有を図っているところです。
76	これまで新宿区がヘイトスピーチデモの中止を求めたことはあるのか。あるなら日時と内容を、ないなら区自身がヘイトスピーチと認識したデモに対して、なぜ公園使用許可取消等の処分を行わなかったのか説明すること。	10 その他	E 質問に回答する	区立公園は、デモの出発地として使用許可している施設です。ヘイトスピーチと思われるデモ自体は、区立公園を出た後に、施設管理者としての区の権限が及ばない道路上等で行われたものと認識しています。 なお、デモ行進に伴う道路の使用許可は、東京都の条例に基づき、東京都公安委員会が判断するものです。 また、情報を公開することは、憲法が保障する表現の自由との関係から、慎重な判断を要するものと考えています。
77	デモの最中に公園使用許可取消等の処分を行えなかったとしても、デモ終了後に、ホームページ等で「〇月〇日に〇〇公園から出発したデモはヘイトスピーチデモである」など、デモは許さない旨の意思表示をできると考えるが、なぜしてこなかったのか。	10 その他	E 質問に回答する	区立公園は、デモの出発地として使用許可している施設です。ヘイトスピーチと思われるデモ自体は、区立公園を出た後に、施設管理者としての区の権限が及ばない道路上等で行われたものと認識しています。 なお、デモ行進に伴う道路の使用許可は、東京都の条例に基づき、東京都公安委員会が判断するものです。 また、情報を公開することは、憲法が保障する表現の自由との関係から、慎重な判断を要するものと考えています。